

第5章 特別支援学校・特別支援学級

第1 特別支援学校及び特別支援学級の概要

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校である。

特別支援学級は、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者その他障害のある者で、教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級である。小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校において、特別支援学級を置くことができる。

1 都内公立特別支援学校の学校数、学級数及び在学者数

（令和6年5月1日現在 単位：校、学級、人）

	障害種別	幼稚園			小学部		
		学校数	学級数	在学者数	学校数	学級数	在学者数
都立	視覚障害	3	8	13	3	31	68
	聴覚障害	3	27	83	3	60	243
	肢体不自由	－	－	－	18	329	1,055
	知的障害	－	－	－	28	893	4,278
	病弱・虚弱	－	－	－	5	50	93
	計	6	35	96	44	1,363	5,737
区立	肢体不自由	－	－	－	1	10	26
	知的障害	－	－	－	1	27	124
	病弱・虚弱	－	－	－	3	14	64
	計	－	－	－	5	51	214

	障害種別	中学部			高等部		
		学校数	学級数	在学者数	学校数	学級数	在学者数
都立	視覚障害	3	15	44	2	25	67
	聴覚障害	3	27	117	3	30	160
	肢体不自由	18	169	530	18	143	525
	知的障害	28	444	2,135	29	672	4,900
	病弱・虚弱	5	31	50	4	13	24
	計	44	686	2,876	44	883	5,676
区立	肢体不自由	1	6	14	－	－	－
	知的障害	1	12	57	－	－	－
	病弱・虚弱	－	－	－	－	－	－
	計	2	18	71	－	－	－

【出典：東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書(学校調査編)」】

（注） 障害種別の学校数は、その障害教育部門を設置している学校数である。複数の障害教育部門を併置している学校については、それぞれに計上しているため、内訳と計は一致しない。

2 都内公立小・中学校における特別支援学級の設置校数、学級数及び児童・生徒数

(令和6年5月1日現在 単位：校、学級、人)

	小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
知的障害	352	1,176	8,158	213	661	4,475
肢体不自由	6	10	53	4	4	14
病弱・虚弱	5	5	1	1	1	-
養護学園	1	4	25	-	-	-
弱視	9	9	73	2	2	5
難聴	46	47	293	12	12	80
言語障害	76	207	3,385	-	-	-
情緒障害	60	200	1,366	39	114	749
特別支援教室	…	…	25,524	…	…	6,767
計	465	1,658	38,878	271	794	12,103

出典：東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書（学校調査編）」

(注) 1 通級指導学級及び通級生を含む。

2 学校数について、複数の障害種別の特別支援学級を併置している学校については、それぞれに計上しているため、内訳の合計値と計は一致しない。

3 義務教育学校及び中等教育学校前期課程の児童・生徒は含まない。

第2 東京都における特別支援教育

東京都は、国における昭和54年度からの養護学校義務制の施行に先駆け、昭和49年度から養護学校希望者全員就学を実施してきた。以来、障害のある児童・生徒の就学を保障し、就学条件を整備するために養護学校（平成19年度から特別支援学校）の新設や学級編制基準の改善等を行い、障害のある児童・生徒等の教育に関する条件整備や教育内容の充実に努めてきた。近年は、全国的な少子化の傾向にもかかわらず、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する知的障害や情緒障害の児童・生徒が増加しており、個に応じた指導の一層の充実が必要になっている。

また、通常の学級に在籍する学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）等の児童・生徒に対する適切な指導及び必要な支援も求められている。

国は特別支援教育を推進するため、学校教育法を一部改正し平成19年4月1日から施行した。東京都においては、この法改正を踏まえつつ、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づき、障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加の実現を目指して、特別支援教育を推進・充実・発展させる多様な施策を展開しているところである。

1 令和6年度入学児童・生徒の就学相談（義務教育）

(1) 就学相談の流れ

ア 区市町村教育委員会における手続

- ① 保護者から就学相談の申込みを受ける。
- ② 保護者面接、就学予定児の行動観察、医師の観察、就学機関等からの情報収集、諸検査等を行い、適切な就学先について判断するために必要な資料を整える。
- ③ 就学支援委員会等の調査及び審議を経て、就学先を決定する。
- ④ ③の結果、認定特別支援学校就学者については東京都教育委員会に報告する。
- ⑤ 都立特別支援学校への就学が適当であると判断した児童・生徒及び判断が困難な児童・生徒については、保護者の了解を得た上で、関係資料を東京都特別支援教育推進室へ送付する。

イ 東京都教育委員会における手続

① 学校就学相談の実施

区市町村教育委員会が都立特別支援学校への就学が適当であると判断し、かつ、保護者の都立特別支援学校への就学の意思が明確であり、就学を希望する学校が通学区域の学校である場合には、以下により学校就学相談を実施する。

東京都教育委員会	○ 区市町村教育委員会から提出された資料に基づき、東京都特別支援教育推進室が学校就学相談を実施することが適切なケースであるか否かを決定 ○ 学校就学相談が適切であると判断した場合は、保護者が就学を希望する都立特別支援学校へ関係書類を送付
都立特別支援学校	○ 東京都教育委員会から送付された関係書類に基づき、以下により学校就学相談を実施 ・ 管理職等による保護者面接を行い、都立特別支援学校への就学意思を確認 ・ 都立特別支援学校専門員（教員）による行動観察を実施 ○ 学校就学相談の結果を東京都特別支援教育推進室へ送付

② 東京都特別支援教育推進室による就学相談の実施

通学区域以外の学校への就学を希望している場合や、重複障害のため就学すべき特別支援学校の判断が困難な場合には、以下の手続により東京都特別支援教育推進室による就学相談を実施する。

東京都教育委員会	○ 区市町村教育委員会から提出された資料に基づき、東京都教育委員会の就学相談を実施 ・ 就学相談員による保護者面接を実施 ・ 都立特別支援学校専門員（教員）による行動観察を実施 ・ 必要に応じて医師の診察を実施 ○ 必要に応じて学校見学及び体験入学を実施するなどして、相談を継続 ○ 相談の結果を区市町村教育委員会、保護者及び都立特別支援学校へ送付
----------	---

(2) 就学相談の状況

令和5年度の各区市町村教育委員会が実施した就学相談の総数は、13,346人であった。また、令和4年度の12,261人に対して、1,085人の増加であった。そのうち、区市町村教育委員会が就学先を決定した者は11,608人で、国・私立特別支援学校へ就学した者と他県等への転居等により相談を辞退した者は405人であった。

令和5年度（令和6年度入学対象者）就学相談結果（義務教育）（単位：人）

区市町村立学校への就学				都立特別支援学校への就学						国・私立特別支援学校への就学 C	転居等による相談の辞退 D	総数 A+B+C+D
通常の学級	特別支援学級	区立特別支援学校	合計 A	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害	病弱	合計 B			
2,421	9,130	57	11,608	12	38	210	1,073	0	1,333	25	380	13,346

（注）区市町村立学校及び都立特別支援学校への就学は、区市町村教育委員会が決定する。

ア 本年度の実施方法・特色

- (ア) 学校教育法施行令の一部改正に伴い、区市町村教育委員会において、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童・生徒等のうち、障害の程度やその他の事情等を総合的に勘案し、小・中学校に就学することが適当であると判断されるケースがあった。
- (イ) 区市町村教育委員会では、就学相談体制の充実に努め、一人一人の児童・生徒の障害の種類や程度、発達の状態等に基づき学校見学や体験入学を行うなど、きめ細かな相談を実施した。

- (ウ) 東京都教育委員会では、障害のある児童・生徒の就学相談に関する説明会や講習会等を実施し、就学支援計画の作成の徹底を図るとともに、区市町村教育委員会の就学相談機能の充実及び担当者の資質の向上に努めた。
- (エ) 東京都教育委員会では、幼児の身体的・精神的負担等を考慮し、必要に応じて、幼児が通園する療育施設や保育所・幼稚園において就学相談を実施するとともに、保護者や家庭の事情等を踏まえた柔軟かつきめ細かな相談を実施した。
- (オ) 専門機関に通園・通院して訓練を受けている子供で、都立特別支援学校への就学が意思が確定しているケースに関しては、区市町村教育委員会の就学相談と東京都教育委員会による就学相談を同時に実施し、就学の決定が早めに行えるように努めた。
- (カ) 病院内訪問教育を希望するケースについては、当該病院内において就学相談を実施した。

2 転学相談

都立特別支援学校と区市町村立小・中学校間の転学については、障害のある児童・生徒の発達や障害の状態の変化等に伴い、就学後においても学校の変更ができるよう、東京都教育委員会は区市町村教育委員会と連携し、毎年、転学相談を実施している。

(1) 都立特別支援学校への転学

- ア 区市町村立小・中学校等から、都立特別支援学校への転学希望者は446人で、全員が転学することとなった。
- イ 446人の転学児童・生徒の中には、他府県からの転居等による転学の122人と国立・私立学校等からの転学の21人が含まれている。
- ウ 区市町村立学校に在籍する病弱児童・生徒（小学校1年生から中学校3年生まで）で、都立光明学園（病弱教育部門）への転学希望者3人で、全員が転学することとなった。
- エ 令和5年度に、区市町村立小・中学校等（都外の学校を含む。）から都立武蔵台学園府中分教室（病弱教育部門）へ転学した児童・生徒は83人であった。

区市町村立小・中学校から都立特別支援学校へ転学 (令和5年度)(単位:人)

転入 転出		特 別 支 援 学 校												合 計		
		視覚障害			聴覚障害			肢体不自由			知的障害					
		小	中	計	小	中	計	小	中	計	小	中	計	小	中	計
区市町村立学校	通常の級	0	0	0	0	0	0	2	2	4	5	0	5	7	2	9
	特別支援級の級	1	0	1	0	0	0	0	1	1	60	12	72	61	13	74
	区立特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	0	2
他府県	通常の級	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	特別支援級の級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	1	10	9	1	10
	特別支援学校	0	0	0	2	2	4	14	6	20	2	13	15	18	21	39
国・私立学校等		0	0	0	1	0	1	8	1	9	4	1	5	13	2	15
計		1	0	1	3	2	5	25	10	35	82	27	109	111	39	150

(注) 病弱教育部門を除く。

(2) 都立特別支援学校から区市町村立学校への転学

ア 都立特別支援学校（病弱教育部門を除く。）から区市町村立学校への転学希望者は36人で、全員が転学することとなった。

イ 都立特別支援学校病弱教育部門から区市町村立小・中学校等（都外の学校を含む。）への転学者は288人であり、その転学理由は病院からの退院である。

ウ 病状が回復し、都立武蔵台学園府中分教室（病弱教育部門）から区市町村立小・中学校等（都外の学校を含む。）へ転学した児童・生徒は77人であった。

都立特別支援学校から区市町村立小・中学校等へ転学（令和５年度）

（単位：人）

転入 転出		特別支援学級			通常の学級			区立特別支援学校等			合 計		
		小	中	計	小	中	計	小	中	計	小	中	計
都立特別支援学校	視覚障害 特別支援学校	0	0	0	0	1	1				0	1	1
	聴覚障害 特別支援学校	0	0	0	2	1	3				2	1	3
	肢体不自由 特別支援学校	1	1	2	2	1	3	0	0	0	3	2	5
	知的障害 特別支援学校	19	8	27	0	0	0	0	0	0	19	8	27
計		20	9	29	4	3	7	0	0	0	24	12	36

（注）病弱教育部門を除く。

３ 幼稚部入学相談・高等部入学相談及び入学者選考

令和６年度に都立特別支援学校の幼稚部及び高等部に入学を希望する者に対する入学相談及び入学者選考を実施した。

その結果、入学が決定した者は幼稚部で29人、高等部で1,990人であった。

都立特別支援学校幼稚部・高等部入学相談及び入学者選考結果（令和６年度入学者）

（単位：人）

都立特別支援学校	幼稚部			高等部							高等部（専攻科）				高等部 (就業技術科及び職能開発科)	
	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	計	視覚障害		聴 覚 障 害	肢 体 不 自 由	知 的 障 害	病 弱	計	視覚障害		聴 覚 障 害	計	知的障害	
				普 通 科	保 健 理 療 科						保 健 理 療 科	理 療 科			就 業 技 術 科	職 能 開 発 科
入学者	6	23	29	13	1	40	196	1,128	8	1,386	3	3	18	24	420	160

4 特別支援学校における教育効果を高める新たな指導体制の充実

都立肢体不自由特別支援学校においては、教育内容・方法の充実を図るため、教員、外部専門家、介護の専門家等が連携するチーム・アプローチによる新たな指導体制の構築を進めている。

(1) 外部専門家（理学療法士等）の導入

都立肢体不自由特別支援学校における自立活動の指導に当たっては、児童・生徒の障害の重度・重複化に適切に対応した指導を実施するため、平成16年度から理学療法士、作業療法士等の外部の専門家を導入し、指導内容・方法の充実と教員の専門性の向上を図っている。

(2) 介護の専門家（学校介護職員）の導入

障害の重い児童・生徒の増加に伴い、複数の教員が、車椅子への乗降、衣服の着脱、排泄等、児童・生徒の介助に当たる場面が増えている。

そのため、児童・生徒の安全確保と、教員が授業に専念できる体制を整備することを目的として、介護の専門家（学校介護職員）の導入を進めている。

平成21年度に、都立永福学園及び都立青峰学園において試行実施し、検証を踏まえて、平成23年度から非常勤職員（学校介護職員）として順次導入を拡大し、平成28年度に既存の17校の全校に配置を完了した。

また、平成29年度には、新たに開設した水元小合学園肢体不自由教育部門にも配置した。

学校介護職員導入校一覧（18校）

都立八王子東特別支援学校	都立あきる野学園
都立墨東特別支援学校	都立鹿本学園
都立多摩桜の丘学園	都立城南特別支援学校
都立永福学園	都立村山特別支援学校
都立青峰学園	都立府中けやきの森学園
都立光明学園	都立小平特別支援学校
都立大泉特別支援学校	都立北特別支援学校
都立志村学園	都立町田の丘学園
都立花畑学園	都立水元小合学園